

Feudal Loadship in Owari-han during Tokugawa Era. (Part I)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5095

尾張藩における「給人領」とその給人（前編）

梶川 勇 作

はじめに

筆者は、前稿「尾張知多郡における給知と地頭」（金沢大学文学部地理学報告，5，平成元年，pp.1-22）をふまえ、尾張藩領の全域の地方知行を地理学的に分析したいと思っているが、地頭（給人）の在地性と給所の永続性・集中的分布の面で注目されるのが、本論で取り上げる「給人領」である。

近世の尾張藩において「給人高」（以下ではカッコをつけない。その土地を給人領という）とは、地頭（給人）に給与された知行地の高一般（これは給知高という）をさすのではない。それは、藩政初期に尾張藩に付属した旧幕臣らの知行地がそのまま尾張藩領に編入されたものであり、他の藩にほとんどその例をみない。給人高は、4か国にわたり、合計4万9千石に近い（第1表）。

第1表 国別藩領高と給人高(寛永15年)

(単位：石。石未満は四捨五入)

国別	藩領高	給人高
尾張	483,427	—
美濃	127,021	38,689
三河	5,000	5,000
近江	5,000	5,000
摂津	233	233
信濃	12,388	—
合計	633,068	48,922

注：信濃(木曾)は材木代の銀1貫目を高100石に換算したもの。

第1章 藩領と給人領

尾張藩の初代藩主・徳川義直（家康の第九子）が、慶長12年（1607）に甲斐（25万石）から尾張清洲に移封されたのは、同年3月5日に尾張領主・松平薩摩守忠吉（家康第四子）が死去した跡を継ぐためである。当初の忠吉領は知多郡を除く尾張地方であったが、慶長11年（1606）知多郡も忠吉領とされている。それゆえ、義直の領地も尾張国一円であったが、翌年8月25日付で将軍秀忠が

出した領知状にも封高が書かれておらず、石高が未定であったことが分かる。同年7月から10月にかけて尾張一国の検地が施行中であった。その検地奉行が幕臣の伊奈備前守忠次などであったから、これを「備前検地」と称する。これによって決定された尾張の石高は469,785石、村数825か村であった。しかし、この検地は、尾張のうち中島・海西両郡の横井一族の知行地(32か村, 8,716石。この高は正保, 元禄絵図帳による)と慶長13年に「水入無取」であった早尾輪中(7か村, 2,800石。寛永8年検地高による)では行なわれなかった。検地高にこの両者を加えると、当時の尾張一国の石高は、481,301石(864か村)であったと思われる。

それ以後、元和5年(1619)まで義直の所領はしだいに増加していった。まず、慶長17年(1612)木曾川筋の流路が移動したために、尾張・美濃国境の変更があり、美濃海西郡富安輪中(6か村, 1,183石, 徳永左馬之助知行)と美濃中島郡の1か村(478石, 保々長兵衛知行)が尾張に移管され、尾張藩領となった。また、同年正月と4月の2度に美濃国各務・羽栗・中島・可児の4郡内で、高7,580石(8村。竹ヶ鼻村や鶴沼村を含む)が加封されている。

ついで、元和元年(1615)8月、大坂落城の後、帰途名古屋城に立ち寄った家康は、信濃国木曾(28か村)および木曾川沿いの美濃国可児・加茂・恵那・武儀4郡の内で高32,283石(57か村)を義直に加増した。

同5年(1619)、美濃の13郡において高5万石を加えられた。これは、この年に義直の弟・頼宣(家康の第十子)が駿河から紀伊へ移封された時、5万石の加増があった(55万5千石となった)ので、尾張藩にも同石高を与えたものという(尾張藩石高考, p.17)。これによって尾張藩領高は57万2千石となった。これが幕府から尾張家に付与された領高である。

しかし、尾張藩では、この他に、義直の尾張入封(1608年)から元和5年(1619)までに義直に新しく付属となった旧幕臣らの知行高が領知高に加えられている。これが尾張藩で「給人高」と呼ぶものであり、高四万九千石近くになる。その給人は16家と一党(木曾衆)であった(第2表)。

尾張藩家臣の系譜集である『士林派洄』(延享2年成稿, 松平君山編)の分類によると、彼らのうち、「尾張衆」(忠吉が尾張に移って、尾張の在地領主から召し出したもの)の毛利掃部と「元和新参衆」(大坂の役以後義直の死去までに仕官したもの)の稲葉七之丞を除くと、ほとんどが「幕下御附属衆」か「御附属列衆」(幕臣より尾張藩へ付けられたもののうち、前者は代々将軍に謁見の礼をとるもの、後者はとらないもの)であった。しかし、付属衆や付属列衆の知行地のすべてが給人領であったのではない。幕府が尾張家に付与した領知のな

第2表 国別給人別給人高（元和5年）

（単位：石。石未満は四捨五入）

美濃		近江	
石河伊賀守	33村 9,776	玉置小平太	3村 3,000
木曾衆	18 14,600	本多主殿	4 2,001
毛利掃部	3 2,000	計	7 5,001
稲葉七之丞	1 1,006	三河	
酒井平九郎	1 1,000	渡辺半蔵	20村 5,000
津田吉兵衛	2 1,000	摂津	
滝川豊前	5 700	石河伊賀守	2村 233
石黒善十郎	3 501	合計	107 48,922
酒井久三郎	1 500		
奥平主馬	2 500		
土岐九郎左衛門	2 500		
西尾喜兵衛	1 200		
西尾豊蔵	1 150		
稲葉右近	5 4,431		
計	78 38,689		

かから彼らに給与された知行は一般の給知であり、給人高ではないからである。

延宝2年（1676）と同4年に断絶した稲葉両家（付属衆。後で述べる）を除くと、付属衆は、成瀬、竹腰、渡辺、石河、山村、千村の6家、付属列衆は滝川、津田、石黒、玉置、津金、奥平、西尾、倉林、原、三尾の10家である。原、三尾は木曾衆、山村と千村はその頭である。このうち「両家附家老」である成瀬（3万5千石）・竹腰（3万石）両家と津金家（2千石）、倉林家（300石）は給人領をもっていないし、渡辺家（1万石）は後述するように、その知行の半分のみが給人高であった。つまり将軍の朱印状をもって与えられた知行地のみが給人領である。

尾張地方に給人領がないのは当然である。前述のように尾張一国は慶長12年に義直に与えられているからである。尾張藩領は6か国にわたるが、その三河領（5,000石）は渡辺氏の、近江領（1万石）も玉置・本多両氏の、摂津領（233石）も石河氏の給人領であった。美濃領（12万7千石）の約3分の1（3万9千石弱）が給人領である。なお信州木曾領は尾張藩士と幕臣の二重の主従関係をもった山村甚兵衛（木曾衆の頭。美濃に給人領があった）の支配するところであった。

第2章 給人領の給人

給人領をもっていた給人も様々であった。知行150石の鷹匠の一方には、

10,000石の年寄（家老）もいる。また、断絶した家もあれば、替地された家もあった。ここでは、これらの給人について個別に述べる。その順序は、まず三河領の(1)渡辺氏と近江領の(2)玉置氏、(3)本多氏をとりあげ、ついで美濃領の給人については、おおむね知行の少ない者から述べて、最後に摂津領をも給されていた10,000石の(13)石河氏と一党で14,600石を領知した(14)木曾衆をとりあげる。

(1) 渡辺氏

渡辺氏は嵯峨源氏摂津国渡辺氏の出自といい、道綱の代、宝徳年間（1449－1452）から三河国額田郡（のち碧海郡）国正村（現・岡崎市国正町）占部（浦辺、浦部とも書いた）城に拠って占部郷を支配し、その子孫は代々松平氏に仕えた。守綱も父・高綱と家康に従い、永禄元年（1558）16歳の時、尾張国石ヶ瀬（現・知多郡東浦町森岡）における水野信元との合戦で初陣の功をあげて以来、数々の武勲をたて、家康16将の一人となり、「槍の半蔵」と呼ばれた。永禄6年（1563）父の遺跡を継ぎ、三河額田郡内に100貫文の土地を賜り、のち同郡内で30貫文加増、元亀3年（1572）遠江国敷知・豊田両郡で100貫文を加増された。家康の関東入国後は、武蔵国比企郡内に3,000石を知行し、足軽50人を預かり、慶長5年（1600）足軽は100人となる。これが「渡辺半蔵御預百人組」である（下級士族の研究, p.63）。関ヶ原の戦後、慶長15年（1610）將軍秀忠の命によって長男重綱とともに尾張藩に付属替えとなり（この時、百人組も義直に付属し、明治維新に至る）、幕府から三河加茂郡寺部村およびその周辺19か村（現・豊田市）高5,000石を加増、義直から尾張の5郡（丹羽・中島・春日井・海東・知多）内に5,000石を与えられ、合計14,000石を領知した。元和6年（1620）、これを継いだ重綱は、比企郡3,000石を、初め三男忠綱（同9年没）、寛永元年（1624）五男吉綱（大学頭春綱の祖）に分封、また同12年（1635）六男綱貞（助八郎徳綱の祖）に近江坂田郡内1,000石を分け、同20年（1643）隠居し、その三河・尾張の知行1万石を四男治綱に譲った。渡辺氏の領地の内、給人領であったのは三河加茂郡の知行、高5,000石である（これが明治まで続く。三河にはこの他には尾張藩領はなかった）。そこでは、後述の石河氏および玉置氏の知行地と同様、「寺社願、給人より直取扱」が行なわれた（地方古義, p.334）。また、三河の「知行所之高札は故飛驒守方被相願、自分名に認被建」たが、これは「半蔵知行万石に候へ共、右之通、五千石従公義拝領、五千石は御家より被下置」たものであったからである（同, pp.320－1）。

渡辺氏は陣屋を旧寺部城に構え、その城郭内に「家中之者居屋敷」を設け、町造りを行なった。寺部村の守綱寺（1639年創建）には渡辺氏歴代の墓がある。

また若宮八幡宮は渡辺氏の氏神を祀り、その祭日には領内各村から献馬が出され、猿投神社の祭礼には、渡辺氏領内の村々は寺部合宿と称し、棒の手と献馬を奉納した。(角川日本地名大辞典、愛知県、p.860)

渡辺氏の尾張の領地が、加茂郡に隣接する愛知郡の9か村(岩作、岩崎、本郷、藤島、藤枝、米ノ木、折戸、諸輪、和合。岩作以外は一円給知)となるのは、正保2年(1645)12月の「高概し」(別称「四ツ概し」。年貢率を4割に統一するために村高を伸縮した)の時であろう。その際、「知行所を望あるいは在所を直に領す。左に記。…渡辺半蔵、三州寺部如元ならし無之、尾州岩崎(寺部ニ続よき故望)。尾州楽田、岩崎之代差上、楽田ハ犬山江手寄能故隼人正望ニ拝領」という(愛知県史、別巻、p.653、尾張藩石高考、p.112)。文政5年(1822)の『尾張徇行記』によると、渡辺氏は愛知郡に720町歩の拝領山を持ち、48町歩の「給人自分起し新田」を開発している。また正保2年(1645)から明暦3年(1657)まで成瀬・寺尾・間宮・志水・阿部の五氏と同様、蔵入地(10,825石)を預かった(地方古義、p.260,267)。

(2) 玉置氏

近江の尾張藩領(5,000石)は、すべて玉置小平太と本多主殿の給人領であった。

玉置氏の先祖は代々紀州熊野を領有していたが、秀吉によって伊勢白子(3,000石)に移された。百松小平太は8歳で家康に仕え、大坂の陣の時は名古屋城東門を守り、近江蒲生郡の3か村(山之上、西川、田中。いずれも現、竜王町)に知行地3,000石を与えられた。その子・小平太が正保2年(1645)尾張藩に付属したため、その領地も尾張藩領に組み入れられた。しかし、その知行地では「寺社願、給人より直取扱い」、「千石夫米有之ゆえ、三役銀不出」であった(地方古義、p.255,33)。子孫はおおむね寄合か大番頭となった。しかし、元禄から享保にかけて病弱者や跡継ぎのない者が続いたために、享保6年(1721)、その給知は山之上村の内の1,000石だけに減知され、他は蔵入となって、それが幕末まで続く(士林派回、(1)、pp.142-5)。玉置氏の給人領のうち一円尾張領は山之上村のみで、あとは他領との立合であった。

(3) 本多氏

本多主殿は越前丸岡城主・本多作左衛門武重の次男である。慶長7年(1602)彼はその兄・丹下から近江蒲生郡4か村(上野田、山本、鳥居平、岡屋。現、日野町内・竜王町内)高2,000石を配分された。彼は「源敬様御幼年之節、御相手にまかり出、(慶長15年)駿府にて御附属相詰、尾州え罷越」した(地方古義、p.298)。その領地も尾張藩に編入されたが、寛永10年(1633)「早世、無子に付、

兄丹下江跡目相続之儀，被仰遣候処，相続可仕者無御座候，領地はその分に御指置被成候様にとの儀にて御領分にまかり成候」となる（同，p.299）。その際，尾張藩の蔵入地になることを旧領4か村が嘆願したとも言う（角川日本地名大辞典・23・滋賀県，p.311）。

(4) 西尾両家

西尾喜兵衛とその弟・文蔵は，家康に仕える鷹匠であり，美濃加茂郡上飯田村（現・八百津町上飯田）の375石のうち，喜兵衛が200石，文蔵が150石を給与されていた。両人は慶長17年（濃州徇行記は元和2年とする）に尾張藩主・義直の御手鷹匠となり，その領地もそのまま尾張藩の給人領となった。2代目・喜兵衛も鷹匠であったが，喧嘩をしたため，尾張を退去し，絶家となった（濃州徇行記，p.346）。文蔵は倉林彦兵衛と関東御鷹匠を務め，寛永15年（1638）に鷹支配となり，100石加増（どこの村で加増されたかは不詳），その子孫は代々，鷹匠や馬廻りを務めた。4代目・左智は養子で，享保10年（1725）先代知行高の内150石を賜り，馬廻り，寛保2年（1742）五十人目付となる（士林派涸，(1) p.153）。しかし寛政年間には上飯田村は馬場・沢井・鈴木・横井4氏の知行地で，西尾家は他へ移されている。西尾氏宅跡は「此洞川高札場の橋より戌亥の方に殿屋敷と云處あり，このあたりか」と記されている（濃州徇行記，p.348）。

(5) 土岐氏

この土岐氏については，よく分からない。しかし，『濃陽志略』（p.832）には，「大野郡西黒野

合五百石
山県郡伊自良

右慶長年中神祖命賜土岐久左衛門附属我敬公，其後有故別賜食邑。」とある。また，『濃州徇行記』の西黒野村（現・大野町黒野）の項（p.621）には，「元高六百三十一石六斗三升（の内）百九十石は慶長十三申年土岐三助給知付にて渡り，…土岐九左衛門知行高百九十石は正保概の時知行換賜る」とされ，同書の伊自良郷長瀧村（現・伊自良村長瀧）の項（p.516）では，「元高三百十石…この長瀧村は元和元年給人付にて，御拝領の時，土岐九左衛門知行なりしが，後換地になり，尾州にて高百五十石賜り，長瀧村は御蔵入になれり」と記されている。要するに，幕臣であった土岐氏が西黒野村と長瀧村に合わせて高500石の知行地を与えられたが，元和元年（1615）に尾張藩に付属替えとなったため，その知行地も尾張藩領に組み入れられたのである。正保2年（1645）に行われた高概しの際に土岐氏は知行替えとなったらしいが，替地をどこに得たのか，その後どうなったのかは分からない。『士林派涸』にも該当する家系が見当たらない。

第3表 美濃の給人領 明暦2年(1656)

(単位：石、石未満は四捨五入)

給人名	郡名	村名	元高	概高	現在の市町村
石川太郎八	安八	大野	254	297	安八町
	〃	北今ヶ淵	300	262	〃
	〃	大明神	142	79	〃
	〃	成田	867	626	海津町
	〃	勝	12	3	平田町
	〃	南條	237	180	安八町
	大野	辻	197	283	大野町
	〃	小海老	398	465	〃
	〃	郡家	157	179	〃
	〃	乙原	118	81	久瀬村
	〃	沢	147	216	大野町
	〃	付寄	112	95	神戸町
	〃	東横山	364	111	藤橋村
	〃	下座倉	221	31	大野町
	〃	上岡島	78	9	揖斐川町
	〃	下岡島	74	51	〃
	山県	中屋	191	205	岐阜市
	〃	植野	196	176	関市
	厚見	古津	136	168	岐阜市
	〃	萱場	42	23	〃
	石津	福江	135	189	海津町
	〃	市之瀬	293	438	上石津町
	〃	城屋敷	163	226	羽島市
	池田	大門	58	52	揖斐川町
	〃	西横山	153	125	藤橋村
	〃	東野	193	198	池田町
	〃	岡	307	370	揖斐川町
	〃	片山	23	18	池田町
	〃	溝尻	8	9	揖斐川町
	方県	志段味	21	26	岐阜市
	〃	折立	908	413	〃

給人名	郡名	村名	元高	概高	現在の市町村
	方県	鷺山	390	201	岐阜市
	中島	駒塚	295	298	羽島市
	〃	大浦	298	328	〃
	本巢	曾井	1,614	2,310	木巢町
	多芸	飯田	685	634	養老町
		計	9,787	9,375	
木曾衆	可児	御嶽上郷	2,381	2,720	御嵩町
	〃	羽崎	1,335	1,498	可児町
	〃	比衣	469	596	御嵩町
	〃	久々利	1,394	1,979	可児町
	〃	大森	849	1,287	〃
	〃	伊岐津志	800	1,103	八百津町
	土岐	大湫	110	99	瑞浪市
	〃	日吉	1,813	2,072	〃
	〃	半原	181	228	〃
	〃	寺河戸	50	63	〃
	恵那	落合	480	655	中津川市
	〃	中津川	1,335	1,307	〃
	〃	駒場	772	768	〃
	〃	千田林	550	667	〃
	〃	正家	900	671	恵那市
	〃	手金野	447	284	中津川市
	〃	茄子川	1,102	747	〃
		計	14,968	16,744	
稲葉右近	加茂	和知	1,790	2,276	八百津町
	〃	上牧野	180	170	美濃加茂市
	〃	細目	835	1,157	八百津町
	〃	久田見	674	476	〃
	〃	野上	944	1,136	〃
		計	4,423	5,215	
毛利掃部	石津	石田	700	856	羽島市
	〃	八神	1,200	987	〃
	〃	大須	650	348	〃

給人名	郡名	村名	元高	概高	現在の市町村
	石津	○三拾丁	150	67	愛知県祖父江町
	"	○馬飼	250	564	"
	"	○川東	50	27	"
		計	3,000	2,849	
稲葉七之丞	石津	○十七条	1,006	1,078	巢南町
津田吉兵衛	安八 山県	○高田	839	1,018	平田町
		○梅原	161	231	高富町
		計	1,000	1,249	
酒井半左衛門	可児	○池田町屋	751	747	多治見市
	"	○廿原	128	148	"
	"	○三ノ蔵	88	84	"
	"	○小木	33	45	"
		計	1,000	1,024	
奥山主馬	安八	氷取	362	452	安八町
	石津	小山瀬	} 138	15	上石津町
	"	檜原		6	"
	"	○鍛冶屋		118	"
		計	500	591	
石黒善十郎	池田	○山洞	215	268	池田町
	安八	柿内	132	244	輪之内町
	"	二ツ木	153	187	墨俣町
		計	500	699	
酒井久三郎	可児	中ノ郷	500	561	多治見市
土岐三助	山県 大野	○伊自良	310	304	伊自良村
		○西黒野	190	229	大野町
		計	500	533	
西尾文蔵	加茂	上飯田	150	228	八百津町
西尾喜兵衛	加茂	上飯田	200	301	八百津町

注。○印は「今は新御蔵入」の村

出典：「美濃国尾張領村々覚書」『岐阜県史・史料編・近世4』P.P.57~173所収

(6) 奥平氏

奥平主馬貞実は家康に仕え、慶長年間に安八郡氷取村（現・安八町氷取）と石津郡多良三郷（鍛冶屋，小山瀬，檜原の3村。現・養老郡上石津町）に高500石の領知を与えられた。その長男・弾兵衛貞利が慶長10年（1605）に義直の奥番となっていたこともあり，元和2年（1616）主馬も尾張藩に付属し，その知行地も尾張藩領となった。しかし，慶安元年（1648）「七月四日，於金谷駅御足軽頭奥平弾兵衛，御腰物奉行上田長兵衛喧嘩，…奥平を討，中根支え，即上田切腹」（編年大略，p.241）。弾兵衛が死去したために家は断絶，その知行地は蔵入となった。ただし，『士林泝洄』（1。p.151）には「上田忠兵衛狂死之時，蒙創而卒」と記されている。「その後弾兵衛子・弾右衛門へ二十人扶持賜り，追て外村にて高三百石賜」った（濃州徇行記，p.753）。文政5年（1812）脱稿の『尾張徇行記』によると奥平主馬家の給知は，尾張の愛知郡御器所村に84石，中島郡中野庄村に24石，海東郡榎津村に70石，同蛭間村に72石の合計高250石であった。

(7) 酒井両家

これは、『濃陽志略』には載っていないが，酒井両家が美濃可児郡に1,000石と500石の領地を有したのは確かである。『尾張藩石高考』には，「高千石 酒井平九郎 可児郡池田」と「高五百石 酒井久三郎 可児郡池田之内」と記す（p.31）。『濃州徇行記』の池田町屋村（現・多治見市池田町あたり）の項には，「池田町屋村並に廿原村，小木村，三ノ倉村を元池田村と称し，元和年給人付御拝領高の内にて，その頃は四村合千石酒井半左衛門といへる人の采地なり，…然るにその人源敬公（注・義直）御代病卒して子なく家断絶し，それより御蔵入となれり」とある（p.368－9）。廿原村の項には，「この村昔時酒井平九郎采地の頃…」とある（p.376）。平九郎と半左衛門は同一人か同族であろう。同郡中ノ郷村の項には，「この村元高五百石，元和年給人付御拝領高の内にて，その時酒井久左衛門采地なりしが，この人源敬公御代御国奉行をつとめ御加増知を賜り都合千石になり，その後病卒し，二子ありて，嫡彦右衛門へ五百石，次男久三郎へ五百石分知を賜り，彦右衛門は追って久左衛門と改名し，寛文四年改易せられ，久三郎は夭し，二人共に家断絶して，それよりこの村御蔵入となり，諸事概高を以て取扱るとなり」とある（p.372）。すなわち，酒井両家の領地は池田村と中ノ郷村にあったが，後に家が断絶して蔵入地となったのである。

(8) 石黒氏

石黒氏の給人領は，池田郡山洞村（現・池田町山洞）と安八郡海松村（現・輪之内町大吉新田）二ツ木村（現・墨俣町二ツ木）の合わせて高500石であった。

これは慶長17年(1612)朱印状をもって善十郎重玄に給知されたものである。彼の祖先は越中奈呉郷木船城主・石黒越中守重定といわれ、その孫・重行は応永年間に乱を避けて、尾張春日部郡(後の春日井郡)如意郷(現・名古屋市北区如意)に移住し、斯波氏に属して、如意・味鈍(現・同区楠町)を領地した。その8世の孫・善九郎重成も如意郷に住み、天正12年(1584)小牧・長久手の戦いで家康軍を案内して功をなした。関ヶ原の合戦後、尾張領主・松平忠吉の臣となり、慶長12年(1607)徳川義直の入封時に尾張藩に付属して、篠木・柏井両庄(現・春日井市一帯)の代官となった。その長男・重直と次男・重弘はともに加賀藩士(ともに足軽頭, 1,000石)となる。三男が善十郎重玄であり、初めは増田長盛、ついで黒田長政に仕えて、4,000石を領地したが、慶長年間に出奔して、父の家に帰った。後に駿府の家康に招かれて幕臣となり、上記の知行地を賜ったのであるが、大坂の役の後、慶長19年(1614)「神君遣成瀬正成有命曰、汝父重成幸在尾州宜付属尾陽候。在尾陽摩下猶在我幕下也」(士林派洄(1) p.139)といわれて、尾張藩に付属して、国奉行となり、知行地の海松村に居をかまえた。のち石黒家は、重時、重正、重職と続くが、元禄15年(1702)8月、重職が乱心自殺し、子がなかったために、700石の知行地は藩に没収された。しかし、その叔父・三郎左衛門重継は番頭になり、知行1,000石に増加され、宝永5年(1708)「何方にても差上、濃州五百石善十郎に賜はりし通り三郎左衛門へ換賜るやうにとの願」(濃州徇行記, p.723)によって、甥の旧領地を給知され、大吉新田(もとの海松村)を在所とした。この新田は「寛文九年高成之新田五百九十三石に候処、右之高四百四十四石余は石黒善十郎分之新田にて、天和二戌年、上り新田、御蔵入に成」ったが、「正徳二年、石黒三郎左衛門え田畑にて被下、御役銀(中略)引高に成候」という(地方古義, p.248,384)しかし、これはもう「給人領」ではない。

(9) 滝川氏

滝川氏は美濃加茂郡内の5か村に700石の給人高をもっていた(則光村の内250石、山本村226石、為岡村193石、野原村の内20石、加茂野村の内7石)。初代豊前守忠征は、尾張中島郡稲島村(現・稲沢氏稲島町)の木全又左衛門忠澄の長男として生まれ、13歳から信長の武将滝川一益に仕えて、武勇があったため滝川姓を授かった。後に秀吉に仕え、使番および普請奉行を務め、慶長2年(1597)豊前守に任ぜられた。同5年の関ヶ原の合戦には石田三成方に属したが、後に家康に召し出されて、使番を務め、上記の知行を賜った。駿府城、名古屋城の普請には奉行を務め、大坂両度の陣の後、元和2年(1616)義直の要請(家康の遺命ともいう)により尾張藩に付属し、知行6千石を与えられ、翌年から

年寄(家老)となった(編年大略, p.207)。これが尾張藩における最初の年寄である。のちに美濃の700石の給人領は長男・法直(早世した)の子・直政(実は浅野紀伊守の家臣浅野刑部忠正の男。母は忠征の女)が継いだ。これが美濃山本滝川氏(旗本)である(岐阜県史・通史編・近世上, p.373)。忠征は出身地の稲島村を在所とし、その尾張における知行は寛永9年(1632)次男・豊前守時成が継いだ。

(10) 津田氏

慶長17年(1612)津田吉兵衛は、家康から美濃安八郡高田村(現・平田町高田)と山県郡梅原村(現・高富町)に高1,000石の知行地を賜った。彼の父・兵部忠辰は織田信長の妹の子であり、尾張小田井城(現・名古屋市西区古城)に拠って、信長、信雄に仕えたが、天正8年(1580)信雄配流の時に出羽国に流された。文禄3年(1594)豊臣秀頼の近習頭となり、その長男・信番も秀頼に仕えたが、次男・吉兵衛知信は家康に召し出されて、上記の知行地を与えられ、駿府で義直(後の尾張藩主)の近習となった。しかし、2代九郎兵衛信正は正保2年(1645)の高概しするとき、尾張海東郡二ツ寺村、花正村に替地(高1,000石)となって、旧領は蔵入地とされた。「燃るに右二村は津田家においては御朱印格別の知行なるにより、宝暦元未年(1751)兵部願に依て高田村当時御蔵入高四百三十一石余、梅原村にて百三十一石余、兵部方知行の内と換下さるる旨被仰出、同人知行の内尾州愛知郡日比津村、春日井郡比良村、丹羽郡高尾村、中島郡日下部村、高御堂村、戸塚村、この六ヶ村内にて高五百六十三石を以て換下さる」(濃州徇行記, p.766)。「津田兵部願之上知行替被下、但、先祖の御朱印地を被下、この節より在所御暇をも被下」た(地方古義, p.297)。しかし、安永7年(1778)幸次郎が若死にし、弟・悦三郎が跡目を継いだ時、知行が3,000石から1,500石に減ったために、高田村は上り知となった(同, p.767)。梅原村は「…八ヶ村にわかれり。津田氏百姓は田口と塚洞に居住し、家三十五戸、男女百十一人、馬九匹」であった(同, p.519,尾張徇行記(2) p.43)。

(11) 稲葉両家

十七条稲葉氏

美濃本巢郡十七条村(現・巢南町十七条)は享祿年間(1528-1531)から林正長(佐渡守)が領有していた。その曾孫・市助は稲葉重通(兵庫頭)の養子となり、稲葉正成(佐渡守)と称し、小早川秀秋の家老として、関ヶ原の戦で主家を徳川方につけた旧功と、彼の後妻が徳川家光の乳母・春日局となったため、慶長12年(1607)十七条村に高1,000石と羽栗郡内に9,000石を与えられた。元和4年(1618)越後高田藩松平忠昌の家老となって転出した(2万石)。彼の

五男・七之丞正定は幕府旗本となって、旧領・十七条村(1,000石)を与えられて居住したが、慶長19年(1614)家康の命により尾張藩主・義直に付属して、その知行地も尾張藩領に編入された。しかし、「石河伊賀・毛利源内・稲葉右近知行之内には山・野年貢、公義え納候分有之」であった。正定の孫・七郎右衛門正上は書院番頭であったが、跡継がなく、延宝2年(1674)に家が断絶し、十七条村は蔵入地となった(地方古義, p.289,299)。

野上稲葉氏

信長・秀吉に仕えて戦功のあった西美濃三人衆の一人・稲葉通朝(伊予守、法印一鉄)の三男・右近方通は、天正18年(1590)安八郡西保村(現・神戸町西保)から加茂郡和知村(現・八百津町和知)に移った。関ヶ原の合戦では東軍にあって功をたて、美濃加茂郡の和知村を含む5か村に高4,423石(第3表参照)を与えられ、野上村(現・八百津町野上)の木曾川河岸に住んだ。元和3年(1617)に尾張藩に付属し、木曾衆と同列とされ、その知行地も尾張藩領に編入される。その曾孫・良通には子がなく、断絶されようとしたが、幕命により従兄弟の屋通が跡を継ぎ、野上村のみを給与された。しかし、延宝4年(1676)に病死し、彼にも子がなく、家は断絶し、野上村も蔵入地となった(岐阜県史・通史編・近世上, p.633, 士林派涸, 4, pp.531-2, 寛政重修諸家譜, 10, pp.169-75)。

(12) 毛利氏

毛利家の給人領は美濃中島郡八神村、大須村、石田村(いずれも現・羽島市内)の2,000石であった。毛利家の始祖は八幡太郎義家の六男・義隆(六条判官為義の弟)であるという。彼は、相模国毛利庄(現・厚木市北部および愛甲郡愛川町)を知行し、毛利氏を名乗り、「平治の乱に義朝に党して敗走し」(大日本地名辞書)、比叡山で討ち死にした。その子孫は鎌倉幕府の御家人となっていたが、義隆の6世の孫・広秀は美濃に流れ、中島郡石田村(現・羽島市)に居を構え、その子孫は代々土岐氏・斎藤氏に属した。永禄年間、広雅は信長に従って、斎藤龍興に討たれたが、信長はその子・掃部広盛に所領を与えた。のち、秀吉に仕え、天正12年(1584)には八神村など5か村の本知に加えて、3か村を加増されて、領地2,160貫文となる(岐阜県史・史料編・近世2, p.1.)。関ヶ原の合戦では家康に従い、福島正則と竹ヶ鼻城主・杉浦五右衛門を討ち、その功によって慶長5年(1600)11月本知を安堵され、高3,056石を領知した(上記の給人領の他、中島郡東方村・170石、城屋敷村・179石。「地方古義」p.294)。大坂の陣の後、元和元年(1615)家康の命により尾張藩に付属し、八神(羽島市桑原町八神)城跡に居を構えた。正保2年(1645)の「高概し」の際、従来

の中島郡川東村，馬飼村，十町野村，三十町野村の690石を蔵入地に差し出し，替地として羽栗郡小荒井村，市場村，南ノ川村の内，島村の内の690石を給されて（濃州徇行記，p.710），以後明治維新に至る。

毛利氏は，木曾衆の山村家・千村家と同様，尾張藩主から黒印状が与えられていない点で異例の藩士であった。「家柄に付代々無役」（金鱗九十九之塵，p.233）とされている。また毛利家は幕府領預所の支配にあたった。それは大須村・石田村添の午北新田（高359石）と午南新田（高998石）である（岐阜県史・史料編・近世3，pp.234－5）。支配事務は毛利氏の八神村屋敷で執られ，江戸での連絡先は麴町の尾張藩邸であった。明治2年（1869）12月の毛利氏の書付に，「私知行所之内に草野御座候処，慶安年中旧幕府江相届開発仕，夫より野年貢旧幕府江相納候処，後追々耕地ニ相成候ニ付，寛延三午年検地高入ニ相成，則午南新田，午北新田と村名相唱私江預地ニ被仰付け是迄支配来候儀ニて，右は御料所私領入会之寄州と違，全知行所内之草野有之名古屋藩禄高之内ニ候ハバ右之次第ニハ至間敷哉，右一条のみにても」「（尾張藩）高外之儀は顕然たる確証と奉存候」といっている。毛利氏は尾張藩士と同時に幕臣でもあった（尾張藩公法史の研究，pp.99－100）。

(13) 石河氏

石河氏の遠祖は摂津国から康平5年（1062），奥州石川郡泉館（現・福島県石川町の三芦城）に移り住んだ源冠者有光（源満仲の後裔，石川氏を名乗った）であり，その子孫・光治は承久の乱の勲功により美濃厚見郡市橋庄の地頭となつて，以後代々美濃加賀島に拠った。光延の時，織田信長に仕え，その子・光政・光重兄弟は豊臣秀吉に従った。光重の長男・紀伊守光元も三男・備前守光吉も秀吉に仕え，光元は播磨竜野城主（5万3千石），光吉は尾張犬山城主（12万石。信州木曾代官）となったが，関ヶ原の合戦では西軍に属し，敗れた。光元の子・光忠（太八）は相応院（義直の生母）に養われ，慶長13年（1608）駿府の家康に召し出され，同15年（1610）美濃と摂津に1万石を給された。この家康の朱印状に姓が石河と書かれていたので，後それを正式の姓とした。同17年，尾張藩主・義直に付属替えとなり，石津郡市ノ瀬（現・養老郡上石津町一之瀬）を在所とした。光忠の嫡子伊賀守正光は在所を名古屋に近い美濃中島郡駒塚（現・羽島市竹鼻町駒塚）に移し，慶安5年（1652）家老（年寄）となり，子孫も多くこの重職についた。

石河氏は尾張藩で「万石以上」という最高の格をもつ五家の一つであった（他は成瀬・竹腰・志水・渡辺の四氏）が，その内でその知行地が全て美濃および摂津の給人領であった点で異例であった。その知行地については，尾張藩の「郡

方にて諸触不取扱」であったし、享保12年（1727）以降、渡辺氏の三河の知行地（5,000石）と同様、「高札自分名にて相建」ることになった（地方古義, p. 199, 320）。また渡辺・毛利, 横井三氏と同様, 元禄5年（1692）以前には「半役之輩」であった（編年大略, p.290）。享保11年（1726）その知行地では、「百姓為助成市日相立, 商売, 且又, 物真似・狂言・人形繰芝居, 并相撲興行之儀, 向後, (石河) 出羽守殿心次第被指免筈」となった（地方古義, p.346）。その知行地はかなり固定されていた（それは第3表と第4表を照合すれば明らかである）が, 替地がなかったわけではない。元和8年（1622）石河氏の所領, 安八郡上大樽・塩喰両村（489石）と幕領の池田郡岡・岡鳴・片山・溝尻4か村（489石）とを交換している（岐阜県史・史料編・近世2, pp.68-9）。延宝8年（1680）「市之瀬村に金山出来に付, 市之瀬村・飯田村を伊賀守殿御受無之に付, (中略) 替地に神野・高野・小知野三ヶ村, 野山等共に伊賀守殿え渡り申候。右金山相止候, 其後, 元禄十四巳年, 伊賀守旧知も戻る」という（同, p.295）。

(14) 木曾衆

木曾衆とは, 山村甚兵衛と千村平右衛門を頭とする山村・千村両族, 原氏, 三尾氏, 馬場氏の木曾氏旧臣のことである。彼等は主君木曾氏の没落（文禄4年）後は浪々していたが, 関ヶ原の戦にあたって家康は, 信濃を守る大坂方の将・石川光吉（前述の石河光忠の伯父）を征するため, 彼等を召し出して秀忠軍の先導を命じた。彼等は木曾に攻め入り, これを鎮定し, 美濃岩村城, 苗木城を奪い返すという功をあげた。慶長5年10月, 家康は彼等に美濃可児・恵那・土岐三郡内に1万石（木曾氏の旧領下総国海上郡1万石の替地）を与え, さらに木曾の領有を辞退した替地として, 翌年2月に6,200石を可児・土岐両郡に給し, 合わせて高16,200石を木曾衆の知行地とした。その分領は第5表のようであった。しかし, この他に「山村・千村知行, 日吉村に三百四十石五斗八升一合, 御朱印之外, 出高有之, (中略) 右兩人に被下置」かれた（地方古義, pp.259-60）。同心知とは山村・千村両氏同心の関東八騎衆（木曾討ち入りに戦功のあった武田氏旧臣）に主として分与されたものであるが, 後の寛永2年（1625）千村九右衛門と原藤兵衛に各200石ずつ分けたので, 両氏の同心知は各1,200石ずつとなる。

山村甚兵衛の父・道祐は木曾代官に任じられ, 木曾谷と飛驒川, 木曾川を支配した。慶長7年（1602）10月に病死すると甚兵衛がその職を継ぎ, 木曾福島に居住し, 中山道福島関所と贅川番所等を警護した。

千村平右衛門は美濃可児郡久々利村に他の木曾衆とともに屋敷を構え, 慶長8年（1603）家康から「信州伊那郡一万石, 遠江国の内にして千四十貫余の地

第5表 木曾衆宛知行 慶長6年(1601)

知行高(石)	給人名	備考
3,000	山村甚兵衛良勝	
3,000	千村平右衛門良重	
1,300	山村道祐(隠居料)	
1,600	馬場半左衛門昌次	
700	山村清兵衛三得	道祐子
700	千村助右衛門重次	良重従弟
800	原凶書助政重	
600	千村二郎右衛門重照	八郎左衛門弟
500	三尾将監長次	
500	山村八郎左衛門一生	清兵衛弟
300	千村藤右衛門政利	良重弟
3,200	同心知	
16,200	合計	

出典：「木曾衆宛知行目録」『岐阜県史・史料編・近世2』PP. 13~14

を支配し、のちまた遠江国奥の山にをいて三百九十石余を預けらる」(寛政重修諸家譜, 2, p.399)。伊那郡飯田荒町に陣屋を構え、家臣を常駐させた(「山村甚兵衛と千村平右衛門」, pp.186-9)。

元和元年(1615)8月、大坂落城の後、家康は帰途名古屋城に立ち寄った。この時は義直と浅野紀伊守の女(後の高原院)との婚礼の後に当たり、「日々御台所御費用之儀、大御所様原田右衛門江御尋有之、一日黄金壹枚程之御答申上候処、駿府、羽州秋田、信州木曾之三ヶ所は運上一日黄金一枚つつ之由にて木曾山被進之、且山村甚兵衛、同七郎右衛門、千村平右衛門、大御所様御前江被召出、木曾之地は宰相(注・義直)様江被進候間左様可相心得」と仰せ付けられたという。

木曾谷が義直に加封されたのに伴って、山村甚兵衛は幕府管轄である福島関所の守衛の任を続けながら、尾張藩に付属し、他の木曾衆も馬場氏を除き、これになった。馬場半左衛門昌次は知行1,600石を与えられて、土岐郡釜戸村にいたが、その子・三郎左衛門利重は早くから江戸に出て、御書院番入りしていたので、尾張藩に付属しなかった。寛永12年(1635)甲斐国巨摩郡に1,000石を加増され、同15年(1638)長崎奉行となる。旗本・釜戸馬場氏(2,000石)がこれである。千村平右衛門は、その預所が遠いのを理由に尾張藩への付属替えを

第6表 木曾衆の給人別知行地 明暦2年(1656)

(単位：石。石未満は四捨五入)

給人名	郡名	村名	元高(石)	給人名	郡名	村名	元高(石)	
山村甚兵衛	可児	御嶽上ノ郷	785	山村八郎左衛門	可児	久々利	14	
	"	羽崎	874		"	伊岐津志	100	
	"	久々利	400		土岐	日吉	85	
	"	伊岐津志	200		恵那	千田林	300	
	土岐	大湫	55		"	茄子川	130	
	"	日吉	845		計	5村	630	
	"	寺河戸	25		千村次郎右衛門	可児	伊岐津志	300
	恵那	落合	140			土岐	半原	181
	"	中津川	1,335			恵那	茄子川	119
	"	千田林	125		計	3村	600	
	"	正家	200	山村一学	可児	御嶽上ノ郷	250	
	"	手金野	447		"	久々利	200	
	"	茄子川	350		"	伊岐津志	50	
計	13村	5,780	土岐		日吉	70		
千村平右衛門	可児	御嶽上ノ郷	835	計	4村	570		
	"	比衣	469	三尾左京	可児	久々利	114	
	"	久々利	400		恵那	正家	300	
	"	大森	849		"	茄子川	86	
	"	伊岐津志	150		計	3村	500	
	土岐	大湫	55	千村又八郎	可児	御嶽上ノ郷	153	
	"	日吉	160		"	久々利	6	
	"	寺河戸	25		土岐	日吉	141	
	恵那	落合	140		計	3村	300	
	"	駒場	772	原藤兵衛	可児	御嶽上ノ郷	77	
	"	千田林	125		土岐	日吉	123	
	"	正家	400		計	2村	200	
	"	茄子川	125	千村九右衛門	可児	御嶽上ノ郷	110	
計	13村	4,505	"		久々利	90		
計	4村	795	計		2村	200		
原十郎兵衛	可児	御嶽上ノ郷	172	出典：「美濃国尾張領村々覚書」 『岐阜県史・史料編・近世4』PP 157~162				
	"	羽崎	461					
	土岐	日吉	5					
	恵那	茄子川	157					
計	4村	795						
千村助右衛門	可児	久々利	170					
	土岐	日吉	385					
	恵那	茄子川	145					
	計	3村	700					

辞退していたが、元和5年(1619)義直の強請に基づく秀忠の命で付屬を承諾したのである。彼もまた伊那郡1万石の預所支配の任務を続けた。山村・千村両氏は、幕府では表交替寄合並の旗本で、代々参勤交代もして大名に準ぜられたが、尾張藩では大寄合で、名古屋出府と上使送迎という閑職であった。両氏の知行は尾張藩領知内であったのと同時に、領知外でもあった(岐阜県史・通史編・近世上, pp.631-2)。

尾張藩では正保2年(1645)に「高概し」が実施され、全面的な知行替えが行われたが、木曾衆は石河氏一族、玉置氏、稲葉氏とともに、その適用を除外されたことは注目すべきであろう。また、稲葉右近氏、石河氏、毛利氏、玉置氏らの知行地と同様に、「千村・山村知行所夫銀は不出、堤・伝馬銀は出す」であった(地方古義, p.255)。なお、久々利に住んだ木曾衆(久々利衆、九人衆ともいう)は宗家・千村平右衛門との紛糾を生じた(岐阜県史・通史編・近世上, pp.631-2)ため、寛文5年(1665)以降、「久々利衆願之通、宅地被下、追々名古屋へ引越」した(編年大略, p.265)。彼らの願いによって「在所御暇」の名目で1年間に30日ずつ久々利へ帰ることがゆるされた。後に千村多門は可児郡謡坂村の高110石を蔵入地とされるが、寛延3年(1750)「外村とこの地を采邑に替賜れり、この時より久々利衆氏先祖一類の旧知を被下、在所御暇をも下」された(地方古義, p.297)。

寛政年間の『濃州徇行記』によると、久々利の「千村氏屋敷は高札場を東へ行く処にあり。郭外濠ありて城郭の如し。家中屋敷は十一戸ほど門前にあり。庄屋は山村氏、千村氏両知行にて二人あり。是は久々利七郷の総庄屋をつとめ下用割は七郷の高割にする。」また井尻村は「山村甚兵衛采地…小百姓多し、その内山村氏家来分溝口浅右衛門と云ものあり。山腰に住せり、石壇の上に白壁の長屋あり、よき構なり。」次月村は「原平左衛門采地…山上に富戸あり、是は千村氏家来分小栗定右衛門と云る者也、構へに石壇あり、瓦屋建ならびよき屋づくり也。」一日市場村は「岩村領と入合にて、…岩村領百姓の印には門々の柱に●如此もの張付在り、役人見廻り改るとなり。…庄屋は山村氏付の庄屋を次右衛門と云、大体屋づくりよし、座敷もあり、千村氏庄屋を善右衛門と云」った(pp.33, 66, 69, 102)。

明治16年の『関口議官巡察復命書』によると、久々利の「家士の内、三代以上の者四十人…二代以下の者六十二人」「三代以上勤仕の者を士族に列し、其以下の者は平民に編入せり。且つ山村甚兵衛の采地出張詰たりし士族を合して久々利士族と云。…戸数三十二、人口三百六十八、内他に寄留する者十二戸、本村居住する者二十戸」(p.103, 135)であった。

(未完)

後編では、給人領と一般の給知との違いについて論述する。

参考文献（順不同）

- 樋口好古編『濃州徇行記』平塚正雄編纂，一誠社（昭和12年）
松平君山編『濃陽志略』平塚正雄編纂，一誠社（昭和12年）
徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所（昭和25年）
関口隆吉『関口議官巡察復命書』岐阜県立図書館編，岐阜県図書館協会（昭和43年）
林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版（昭和50年）
林董一「山村甚兵衛と千村平右衛門」法制史学会編『法制史研究・9』（昭和33年）pp.183-211
林董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会（昭和37年）
新見吉治『下級士族の研究』日本学術振興会（昭和40年）
岐阜県編『岐阜県史・史料編・近世1～4，9』岐阜県（昭和41～48年）
岐阜県編『岐阜県史・通史編・近世上』岐阜県（昭和56年）
松平君山編「士林泝洄・1～4」『名古屋叢書続編・17～20』（昭和41～43年）
阿部直輔編「尾藩世記・上」『尾張叢書三編・2』（昭和62年）
「編年大略」『名古屋叢書・4』（昭和37年）
「武家命令究事」『名古屋叢書・2』（昭和35年）
『新訂寛政重修諸家譜』続群書類従完成会
「金鱗九十九之塵・上」『名古屋叢書・6』（昭和34年）